

徳島県告示第五百七十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百七条第一項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和七年十一月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

介 護 医 療 院		名 称	桜木病院介護医療院
		所 在 地	美馬市脇町木ノ内三七六三
開 設 者			医療法人桜樹会
サービスの種類	種類	介護医療院	
許可年月日	令和七年十一月四日		